

びわ湖材提供による住宅における 県産材の利用促進

滋賀県（人口139万人）

概要

地域における森林環境の保全等を図る観点から、県産材の利用を促進するため、県内において木造住宅を新たに建築しようとする者に対し、びわ湖材産地証明制度により産地等が証明されたびわ湖材の柱材を無償で提供している。

背景

滋賀県内の森林資源は、近年、人工林を中心に成熟しつつあるが、一方で、県産材に対する需要は低迷しており、その供給パイプについても縮小傾向にある。

このため、林業経営に対する意欲の減退により森林管理の粗放化が進行するなど、森林が持つ多面的な機能（水源の涵養、県土の保全等）が損なわれることも懸念されており、県産材の需要拡大による林業振興が大きな課題となっていた。

木の香る淡海の家推進事業

1. 概要

県内で木造住宅を新築しようとする者に対して、びわ湖材産地証明制度によって産地等が認証されたびわ湖材の柱材（スギ・ヒノキ）を無償で提供している。

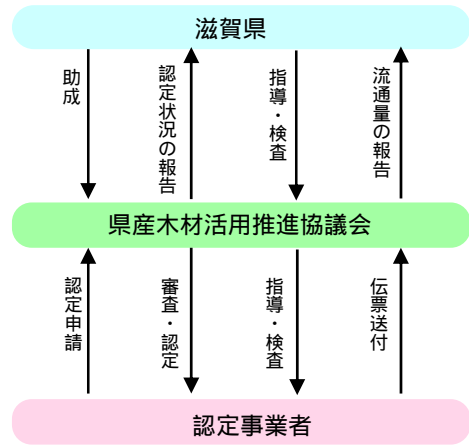
びわ湖材...県産木材活用推進協議会が実施する「びわ湖材産地証明制度」により産地、合法性および持続可能性への配慮が証明された木材



2. 提供する柱材

「びわ湖材」のスギおよびヒノキ（12cm角、3m）柱材の提供本数は、1戸当たり100本を上限（ヒノキは提供本数全体の8割以内）

【びわ湖材産地証明制度】



3. 助成要件

提供された柱材と同量以上の材積のびわ湖材を使用する住宅であること。

県内に自ら居住するためのバリアフリーに配慮した長寿命住宅の新築又は増築に使用すること。

主要構造材は、県内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたものを使用し、建築と施工管理は、原則として県内で営業する建築士、大工・工務店によって行われること。

提供された柱材を、受領後原則3か月以内に使用すること。

建築現場に「びわ湖材」使用の表示PRをし、建築現場を見学会など展示PRの場として提供できること。等



【びわ湖材を使用した住宅】

実績・評価

【実績】

(平成16年度～平成18年度末)

柱材提供戸数 131戸

提供柱材 本数：10,843本、材積；468.4m³

びわ湖材使用総材積：1,750.9m³

【評価】

制度利用者からは、木や環境に対する関心度が高まった等好評である。

しかし、他府県産木材との価格差もあり、どのようにして「びわ湖材」を商業ベースで安定的に流通させていくかが課題である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	琵琶湖環境部 森林政策課
関連部局	土木交通部 住宅課

【連携のポイント】

両課が事務局を持つ協議会や連絡会議において、互いが構成員として検討や事業を実施し、柱材を提供した住宅については、現地見学会などの展示PRの場所としてお互いが使用している。

また、びわ湖材の利用促進のため、生産・製材業と建築業界の連携を図っている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

琵琶湖環境部 森林政策課

077-528-3915

【関連HP】

県HP

<http://www.pref.shiga.jp/d/rimmu/kensanzai/kensanzai.html>

滋賀県木材協会

<http://www.biwa.ne.jp/%7Es-mokkyo/>